

平成28年2月定例会

置賜広域行政事務組合議会 会 議 録

平成28年2月24日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（20名）

1番	海老名	悟	議員	2番	鳥海	隆太	議員
3番	木村	芳浩	議員	4番	渋谷	佐輔	議員
5番	赤間	泰広	議員	6番	宇津木	正紀	議員
7番	遠藤	榮吉	議員	8番	川合	猛	議員
9番	高橋	弘	議員	10番	佐藤	仁一	議員
11番	近野	誠	議員	12番	島津	正幸	議員
13番	加藤	俊一	議員	14番	齋藤	修一	議員
16番	遠藤	幸一	議員	17番	関	千鶴子	議員
18番	樋口	与一朗	議員	19番	後藤	恵一郎	議員
20番	嶋貫	栄助	議員	21番	山口	文隆	議員

欠席議員（4名）

15番	橋本	欣一	議員	22番	高野	健人	議員
23番	安部	春美	議員	24番	遠藤	和彦	議員

出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	中川	勝	代表監査委員	小野	潔
会計管理者	神田	仁		事務局長	伊藤	秀一
消防長	山口	清		事務局総務課長	八幡	伸弥
事務局施設課長	布施	進		米沢クリーンセンター所長	我妻	潤一
長井クリーンセンター所長	甕岡	弘明		南陽クリーンセンター所長	高橋	正幸
南陽やすらぎ荘長	金子	修		千代田クリーンセンター所長	佐藤	俊晶
消防次長兼米沢消防署長	鈴木	秀一		消防次長兼南陽消防署長	山口	伸治
消防本部予防課長	赤井橋	政広		消防本部警防通信課長	鈴木	敏幸
消防本部救急救助主幹	高橋	雄二		米沢消防署統括主幹	鈴木	正志
高島消防署長	小田部	正浩		川西消防署長	渡部	恭介

出席した事務局職員職氏名

議会書記長	高野	正雄	議会主幹	三原	幸夫
事務局総務課長補佐	高橋	良明			

議 会 定 例 会 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議 第 1 号 置賜広域行政事務組合監査委員の選任について
- 日程第 5 議 第 2 号 置賜広域行政事務組合南陽消防署建設工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議 第 3 号 置賜広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議 第 4 号 置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 8 議 第 5 号 平成 27 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議 第 6 号 平成 27 年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議 第 7 号 平成 27 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議 第 8 号 平成 28 年度置賜広域行政事務組合一般会計予算
- 日程第 12 議 第 9 号 平成 28 年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計予算
- 日程第 13 議 第 10 号 平成 28 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算
- 追加日程 閉会中の継続調査について

.....

午後 2 時 開会

○渋谷佐輔議長 ただいまの出席議員は 20 名であります。

去る 2 月 17 日招集告示されました平成 28 年 2 月議会定例会は、ここに成立いたしました。

ただいまから、平成 28 年 2 月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○渋谷佐輔議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

3番 木村芳浩 議員

10番 佐藤仁一 議員

16番 遠藤幸一 議員

以上3名の方をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○渋谷佐輔議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日1日間と定めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

午後2時2分 休憩

○渋谷佐輔議長 ここで暫時休憩いたします。

〔2番 鳥海隆太議員 質問席に移動〕

午後2時3分 再開

○渋谷佐輔議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 一般質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第3、一般質問を行います。質問を許可します。

2番、鳥海隆太議員。

〔2番 鳥海隆太議員 登壇〕

○**2番（鳥海隆太議員）** 皆さん、久しぶりですというかこんにちはというようなご挨拶で始めさせていただきたいと思います。要旨が皆さんのお手元にあるように、中に書いてありますように、このたび、私は、AED、除細動装置ですね、これの設置促進を促せないものかというような質問をさせていただきたいと思います。この質問に当たりまして、置広の中で質問をさせてもらうのがいいのか、はたまた構成市町に戻って、その議会の中で質問させてもらうのがいいのか、どちらかなと思ったんですが、やはりここは所轄するところでありまして、言うておくべきだろうなというような思いからこの場に立たさせていただいております。ちょうど2年前になりますか、私は、ある小学校の行事で消防または救急、緊急、まあ危機管理ですね、こういったものの訓練をしたことがあります。低学年対象だったんですが、当初は低学年に馴染むのかなあと半信半疑でやったんですが、ふたを開けてみたら、小学生の子供が一生懸命AEDのことについて勉強してるわけです。自分で動かすというような、まだまだそこまではいかなかったんですが、人を呼んでくるとか、そういった救命に関して一生懸命真剣な眼差しで見ていると。また、消火訓練なども行いまして、通報訓練もそうですし、はたまた炊き出し訓練なんかもやりまして、非常に子供が喜んでいました。そして、受けた印象は、やっぱりこのように早いうちから行っておけば、全てが残るかどうかわからないといたしまして、将来的に子供に役立つものというように思ったわけでありまして、もう一つは、これも数年前の話に基づいたようなことですが、去年、とある町内で、救命訓練を行わせていただいたんですね。日中というようなこともあって、参加者が65歳以上、上は80歳くらいまで10人ほどでやったんです。救命訓練、AEDの使い方というようなことを中心にやらさせていただきました。一生懸命、ここも人命にかかわるというようなことで自分から率先して蘇生訓練とかをやらせておりました。この2つの事例で何が言いたいかと申しますと、先ほども小学校の件で申しましたが、早いうちに行った方がAEDとか心肺蘇生、救急時の対応、こういったものが完璧にはないですが、身について動けるようになってくる、そういうようなことですね。あともう1件、町内の話については、もともとこういった事例がありました。この町内で蘇生法が必要とする出来事がありました。あったんですが、中々蘇生がうまくいかなかった、できなかったというのが一つ。AEDを使おうとしたんだけど近くになかったというようなことがあったわけです。他のところにいろんな同じような事例はいっぱいあると思います。私の知っているのは、一つの出来事に

すぎないと思うわけですが、それがどのくらいあるのかと。この置賜管内の中でこういったAEDを使用するような案件も含めてどのくらいあるのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

もう一つは、先ほど私がお話ししたデータもそうだったんですが、AED、設置場所は一覧になったり、ホームページにあがったり、見れるようにはなってるんですが、市民がいざ使おうと思った時に、中々どこにあるかわからないというような声が、非常に多くてですね、そういうところから、現在の設置状況はどのようになっているのか。はたして有効なのかどうなのかというようなところも併せてお聞きをしたいと思うところです。設置状況ですが、先ほども申し上げましたが、すぐ使える分りやすいところにあるのかどうなのか。言い換えれば、使いやすいのか、使いやすい位置にあるのかないのか、そのところも私としては、確認したいと思うわけでありまして、これをもう一つの、言い換えればもしそうでなければ、設置を促していかなければいけないのではないかとというようなことであります。市民がいざという時に、あそこだとあるというようなところ、例えば、よく頭に入るのがコンビニ、こういったところが非常に設置としては有効だろうと思うわけなんです。コンビニというのは、やはり市民からすると非常に使いやすい場所に設置してあるというようなことでありますから、逆から言ってもやはり使いやすい場所なんだというように感じるわけでありまして。

最後になりますが、この間、消防士の意見発表会がありまして、これはずうっとやってるわけなんです、私も8年前からずうっと聞いておりまして、素晴らしい意見がいくつもあるんですね。やはりその中からAEDの件が出ておりました。これは現場の生の声でもあるし、いい提案だと。是非こういうような意見も議会として取り上げて背中を押していけたらいいのではないかと。そういうようなところもありまして、このたびAEDの設置促進についてというようなところの質問をさせていただいたわけでありまして。どうかその辺の意をくんでいただきましての御答弁になりますよう、よろしく申し上げ壇上からの質問にさせていただきます。

○**渋谷佐輔議長** 中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○**中川勝理事長** ただいまの鳥海隆太議員のご質問にお答えをいたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、平成16年7月の厚生労働省通知により、一般の人による使用が認可され、普及については、平成25年9月にAEDの効率的で円滑な利用促進と、病院外心停止の救命促進を目的とした「AEDの適正配置に関するガイドライン」が示されております。

このガイドラインの中で、AEDの設置については、具体的で根拠のある基準や法令等の設置義務がないことから、公共施設や学校、駅、スポーツ施設、スーパー、福祉施設など比較的規模の大きな施設のほか、地域の目印となる施設への設置が推奨されてきたところです。

議員ご質問一つ目の119番通報、出動状況、AEDの使用状況についてですが、

平成27年の実績では、119番通報は8,931件、出動状況は6,031件、AEDの使用件数は救急隊24件、住民または施設職員による実施は2件でありました。

消防車両へのAEDの配備につきましては、救急車全車及び出動するポンプ車に配備をしておるところであります。

次に、2つ目の現在の設置状況の有効性の認識でございますが、管内でも官公庁を中心に、民間の事業所や旅館、工場、高齢者福祉施設等で設置が進み、徐々にではありますが、増加している状況でございます。

当組合消防本部で把握している管内の設置状況は、平成27年4月現在で、米沢市188か所、南陽市46か所、高畠町41か所、川西町44か所で合計319か所でございます。

この内、公共施設等が34%、学校が21%、民間施設等は45%となっており、AEDの適正配置に関するガイドラインにおいても、公共施設の比較的規模の大きな施設など、多くの人が集まる施設への設置が推奨されており、管内においても公共施設及び学校へは、概ね設置されておりますが、今後、民間施設への設置が進めば、有効性もさらに高まるものと認識しておるところであります。

次に、3つ目の市民が効果的に使える場所に設置を促せないかというご質問でございますが、管内の公共施設への設置は、ただ今申し上げましたとおり概ね設置されております。議員のご質問にありました、24時間営業のいわゆるコンビニエンスストアへは現在、管内においては設置されておられません。コンビニエンスストアへの設置につきましては、山形県内では、村山市において1店舗のみでございます。このコンビニエンスストアへの設置については、先ほど申し上げましたガイドラインにおいても、地域の目印となる施設の一つとして、設置が考慮される施設にあげられておりますので、今後、様々な機会を捉えて、普及に向けた周知を図りたいと考えております。

また、当組合消防本部では、AEDを含めた心肺蘇生法も重要であることから、救急講習会を積極的に実施しており、平成27年は4,525人、平成24年の消防広域化後の延べ人数では15,933人の方が受講されております。

今後も救急講習会の積極的な実施をはじめ、各種イベント、各広報紙等を活用し、AEDの有効性について住民に広く周知するとともに、設置への協力につきましても各事業所だけではなく、構成市町にも働きかけていきたいと考えております。以上であります。

○**渋谷佐輔議長** 鳥海隆太議員。

○**2番（鳥海隆太議員）** ご答弁いただきましてありがとうございます。これから構成市町へも働きかけるというようなことでもありましたので、そこにさらにとというのは中々言いにくいのはありますが、現在の設置状況ですね、こういうところからすると未だやはりコンビニというようなところはないというような、まあ把握されていないのかもしれないですが、ないというようなことでもあります。これから促していくというようなことでもありましたが、私はお金をかけてどんどんどん増えるよ

うにしていけど、そこまでは申さないわけです。そこまでは申さない。しかし、やはりこれは広く普及していった方がいいわけで、できるだけそういう働きかけをしてほしいと。広報紙でもできますし、そういったところを各構成市町の広報紙でも促して、やっていただきたいと。広報紙を利用してどんどんやっていただきたいと思うわけであります。具体的な促し方法などをお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○**渋谷佐輔議長** 中川理事長。

○**中川勝理事長** ただ今の御質問に御答弁をいたします。

促す方法、具体的な手段ということではありますが、今、鳥海議員からお話しいただいて、これからやはり管内の市町において広報活動を展開していくというようなことをしっかりと取り組んでいかなければならないと思ひております。また、相手側もあることでもありますので、コンビニエンスストアとの例えば協定的なものではないものかというようなことも、それぞれコンビニエンスストアも経営形態も違ひますので、どこまでそれが可能であるかということもありますが、そういった取り組みも前向きに進めていきたいと思ひております。

○**渋谷佐輔議長** 鳥海隆太議員。

○**2番（鳥海隆太議員）** 置広という性質もありまして、各構成市町の中から議員が皆さんこうやって集まっているというようなわけでもありますので、是非、お持ち帰りいただき、促す方法を各構成市町の議員の皆さんからも出していただければと思うところでもありますし、先ほど、AEDの講習会、蘇生の、心肺蘇生の講習会の数字が出ておりましたが、多分、私、3回くらいカウントされているのではないかと。そのくらい出たりしてるんですが、壇上からも申し上げました、町内で事例がありまして、AEDを使いたかったけれどもコンビニに行ってもなかった。本当に若い消防士の意見発表とまるっきり同じことだったんですね。コンビニにはあるだろうと思ひていたらなかった。心肺蘇生法もはっきりとわかる人もいなかった。結果的に助からなかったというようなこともありましたので、そういう経験から切実に感じたわけでありまして、所管しているところでもありますので、今後一層、促進に働きかけていただければということをお願いし、質問を終了させていただきたいと思ひます。

○**渋谷佐輔議長** 以上で一般質問を終了いたしました。ここで暫時休憩いたします。

.....
午後2時23分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議第1号 置賜広域行政事務組合監査委員の選任について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第4、議第1号 置賜広域行政事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第1号置賜広域行政事務組合監査委員の選任について説明いたします。

本案は、本組合監査委員の小野潔氏が本年3月31日をもって任期が満了となることから、その後任の監査委員として濱田俊明氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決まりました。

日程第5 議第2号 置賜広域行政事務組合南陽消防署建設工事請負契約の締結について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第5、議第2号置賜広域行政事務組合南陽消防署建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第2号置賜広域行政事務組合南陽消防署建設工事請負契約の締結について説明いたします。

本案は、南陽消防署建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたし

ます。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり決しました。

.....

日程第6 議第3号 置賜広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第6、議第3号置賜広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第3号置賜広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月に施行されることに伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第3号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(異議なし)

○**渋谷佐輔議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり決しました。

日程第7 議第4号 置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第7、議第4号置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第4号置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について説明いたします。

本案は、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備の追加等、所要の改正を行うため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第4号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり決しました。

日程第8 議第5号 平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）外2件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第8、議第5号平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）、日程第9、議第6号平成27年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議第7号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第3号）の3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

○中川勝理事長 ただいま上程になりました議第5号、議第6号及び議第7号について一括して説明いたします。

まず、議第5号平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。補正前の額に4億7,499万3千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億5,268万6千円とするとともに、基幹的設備改良整備事業に係る経費5億7,747万1千円を翌年度に繰越しし、地方債の借入限度額に3億9,520万円を追加し、11億2,070万円とするものであります。

歳出であります。各款において人件費及び契約差額などを減額するほか、民生費において、入所者減少に伴い扶助費を減額、衛生費において、南陽クリーンセンター費では、し尿収集量減少に伴い委託料を減額、千代田クリーンセンター費では、光熱水費及び証紙取扱店手数料を減額するとともに、所管基金積立金を増額し、施設整備費では、基幹的設備改良整備事業において、平成28年事業の前倒しにより増額、農林水産業費では、搬入頭数減少に伴い委託料などを減額するものであります。

これらに伴う財源であります。使用料及び手数料、国庫支出金、前年度繰越金、諸収入等を増額する一方、分担金及び負担金、基金繰入金を減額するものであります。

次に議第6号平成27年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第1号）であります。補正前の額に74万4千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ492万4千円とするものであります。

歳出であります。積立金を増額し、これに対する財源として、財産収入及び前年度繰越金を増額するものであります。

次に議第7号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第3号）であります。補正前の額から8,098万4千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,128万2千円とするとともに、(仮称)米沢消防署南西部分署整備事業に設定している債務負担行為の限度額を2億4,442万7千円に変更し、地方債の借入限度額を6,990万円減額し、6億1,250万円とするものであります。

歳出であります。常備消防費では、人件費の減額のほか、燃料単価の低下による減額、消防施設整備事業費では(仮称)米沢消防署南西部分署整備事業において、工事着手の遅れにより本年度事業費を減額するとともに、各契約差額を減額し、公債費では、借入利率の確定に伴い減額するものであります。

これに伴う財源であります。増加が見込まれる危険物取扱手数料等を増額する一方、分担金及び負担金、地方債を減額するものであります。

以上、提案いたしました3案件につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○渋谷佐輔議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

議第5号、議第6号及び議第7号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第5号、議第6号及び議第7号は原案のとおり決しました。

.....

日程第11 議第8号 平成28年度置賜広域行政事務組合一般会計予算外2件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第11、議第8号平成28年度置賜広域行政事務組合一般会計予算、日程第12、議第9号平成28年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計予算及び日程第13、議第10号平成28年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算の3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

○**中川勝理事長** ただいま上程になりました議第8号、議第9号及び議第10号について一括して説明いたします。

まず、平成28年度の本組合予算編成についてであります。廃棄物処理施設の老朽化に伴う延命化のほか、適正かつ安定的な維持管理に努めること、また、消防においては住民の一層の安全、安心の確保が求められる中、本組合が担う責務はこれまでも増して大きくなっている状況にあります。

こうした中で、本組合の予算編成にあたっては、構成市町の厳しい財政状況を十分に認識し、構成市町との連携を図りながら「最小の経費で最大の効果を上げる」という行財政運営の基本にたち、基本方針として、1、施設の維持補修費は、一般会計にあっては前年度の「施設整備・補修計画」の額を上限とすること。消防特別会計にあっては「消防十か年整備計画」の額を基準とすること。2、市町分担金について、臨時的経費などを除き、前年度額を目標とすること。3、安易な歳出増にならないよう、これまで以上に創意工夫を凝らし、徹底的に無駄を排除すること。この3点を目標として予算編成を行ったところであります。

まず、はじめに議第8号平成28年度置賜広域行政事務組合一般会計予算であります。

ただいま申し上げました方針を基本に、豊かで快適な圏域づくりを実現するため、重点的に行うものとしたところであります。

1点目であります。公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等を推進するため計画策定を行うものとしたところであります。

2点目は、新地方公会計制度に対応するため、財務会計システムの改修及び固定資産台帳の整備を行うものとしたところであります。

3点目は、人口減少などを背景に、圏域が抱える課題の解決を図るため、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画において基本目標に掲げる広域連携の手法について、勉強会の開催や先進事例等を視察し、施策等の調査研究を行うものとしたところであります。

4点目は、平成32年度以降の新たな最終処分場整備について、生活環境影響調査、基本設計及び埋蔵文化財発掘調査を実施するものであります。

5点目は、死亡獣畜保冷センターについて、搬入頭数の減少に伴い、管理体制を見直すものであります。

以上が重点事業であります。これらに加え、各施設は、老朽化が進んでいる状況にあり、整備計画に基づき適切で効果的な施設維持を行うなど、効率的な管理に努めてまいります。

以上の内容から、一般会計の歳入歳出予算総額は、28億9,401万円となり、対前年度比で10億8,725万9千円、率にして27.3%の減となっております。

以下、予算の概要について説明いたします。

歳出であります。議会費では、議会運営に要する経費として201万5千円を計上しております。

総務費では、広域交流拠点施設費で修繕料の減額、電算共同処理費で社会保障・税番号制度対応の終了による減額のほか、公共施設等総合管理計画策定及び新地方公会計対応に要する経費、広域連携の調査研究に要する経費等で、5億567万5千円を計上しております。

民生費の南陽養護老人ホーム費では、入所者処遇に要する経費等で、2億2,451万1千円を計上しております。

衛生費では、平成25年度から平成31年度までで進めている最終処分場整備事業において、生活環境影響調査、基本設計及び埋蔵文化財発掘調査により増額する一方、千代田クリーンセンター基幹的設備改良整備事業において、平成27年度から平成29年度の3か年継続事業として延命化工事を実施しておりますが、国の平成27年度補正予算（第1号）に伴い、平成28年度事業の本年度への前倒しによる減額、各施設の維持補修を年次計画に基づき実施することなどから、19億4,958万6千円を計上しております。

農林水産業費では、搬入頭数の減少に伴う管理体制の見直しなどによる減額から、1,316万2千円を計上しております。

土木費では、千代田クリーンセンターが所管する浅川ふれあい公園の管理経費として401万6千円を計上しております。

公債費では、長井クリーンセンター汚泥再生処理施設の元金償還開始により増額となり、組合債及び一時借入金の元利償還金として1億9,134万5千円を計上して

おります。

以上、各款の歳出予算の主なものを説明申し上げましたが、当該経費の歳入財源につきまして、分担金及び負担金では、対前年度比11.1%減の18億157万3千円、使用料及び手数料では、ごみ処理手数料の改正もあり、対前年度比4.2%増の8億7,228万8千円を計上しております。

また、最終処分場整備事業に伴う国庫支出金1,054万2千円、基金繰入金で9,679万3千円、組合債で2,250万円を計上するほか、繰越金、諸収入などを計上するものであります。

以上が一般会計当初予算の概要であります。

次に議第9号平成28年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計予算について説明いたします。

本特別会計は、置賜広域ふるさと市町村圏基金の5億5千万円を運用し、その果実をもって、平成25度を初年度とする第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づく事業を実施するものであります。

当該ふるさと市町村圏計画に定める広域活動計画であります。住民参加による地域づくりを目指し、人や文化の広域的交流により地域文化の創造性を高めるため、意欲ある人材の発掘や育成を行い、「豊かなふるさとを創造するおきたま共存圏」を将来像として、「広域的交流活動の促進」と「広域的人材の育成活用事業」をテーマとした広域的な連携事業として推進する内容です。

平成28年度予算であります。この計画の目標にそって事業を推進するもので、1つ目は、広域的な枠組みの中で、置賜地域の財産となる人材を育成して、広域連携による地域づくりでの活躍を目的とした「人財育成事業」、2つ目として、未婚・晩婚化の解決や地域活性化を目的とした「広域的婚活」の2つの事業費について計上したところであります。

以上から、平成28年度の歳入歳出予算の総額であります。対前年度比30.2%減の291万9千円とするものであります。

これに伴う歳入財源であります。ふるさと市町村圏基金の運用益による財産収入291万9千円を充当するものであります。

以上が、ふるさと市町村圏事業費特別会計当初予算の概要であります。

次に議第10号平成28年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算について説明いたします。

消防につきましては、圏域住民の生命、財産を守り、地域の安全、安心の確保を最大の目標とし、関係市町及び消防団、関係機関と密接な連携を図り、取り組んできたところであります。

平成28年度の予算編成にあたっては、有利な財源である「緊急防災・減災事業債」を活用し、「消防10か年整備計画」に基づいた車両更新及び庁舎整備に係る事業費を計上するとともに、計画的な施設の維持補修等により、圏域住民の一層の安心、安全

を確保する体制の整備を図ることとしたところであります。

以上のことを踏まえ、消防特別会計の歳入歳出予算総額を前年度比28.1%増の33億1,855万8千円とするもので、増額の主な要因は、消防施設整備事業費及び公債費の増によるものであります。

以下、予算概要であります。消防費では常備消防費として、消防職員219名及び消防事務関係職員の人件費のほか、旅費、需用費等の経費を含め、18億2,798万円を計上したところであります。

また、消防施設整備事業費では、「消防10か年整備計画」に基づき、車両整備では、消防本部及び川西消防署広報車、米沢消防署化学消防ポンプ自動車、川西消防署消防ポンプ付救助工作車の4台の更新経費、庁舎整備では、高島消防署解体工事、(仮称)米沢消防署南西部分署建設工事及び解体工事、南陽消防署建設工事、川西消防署耐震補強工事等で、11億4,278万2千円を計上したところであります。

次に公債費では、平成25年度借入債に係る元金償還開始による増額等で、3億4,489万6千円を計上したところであります。

以上、歳出予算の主なものを説明申し上げますが、当該経費の歳入財源につきましては、分担金及び負担金で、対前年度比10.8%増の21億9,659万6千円、車両及び消防庁舎整備事業に係る組合債として11億500万円を計上するほか、繰越金、諸収入などを計上するものであります。

以上が消防特別会計当初予算の概要であります。

提案いたしました3案件につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

議第8号、議第9号及び議第10号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号及び議第10号は原案のとおり決しました。

.....
午後2時55分 休憩

○**渋谷佐輔議長** ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 分 再開

○渋谷佐輔議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 閉会中の継続調査について

○渋谷佐輔議長 ここでお諮りいたします。

ただいま第 1 委員会委員長、佐藤仁一議員、第 2 委員会委員長、川合猛議員、第 3 委員会委員長、宇津木正紀議員、議会運営委員会委員長、海老名悟議員から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 御異議なしと認めます。よって、この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決まりました。

直ちに閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員会における所管事務の調査について、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書のとおり申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については、申し出のとおり決しました。

閉 会

○渋谷佐輔議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。これをもちまして、平成 28 年 2 月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。御協力ありがとうございました。

午後 3 時 6 分 閉会

議 長 渋谷 佐 輔

署 名 議 員 木 村 芳 浩

署 名 議 員 佐 藤 仁 一

署 名 議 員 遠 藤 幸 一